

2026 年度 船橋市職員採用試験 受験案内 〈一般技能員・給食調理員〉

船橋市 総務部 人事課 人材育成室

受付期間【インターネットによる申込み】**10月15日（木）9：00 ～ 11月4日（水）17：00（受信有効）****第一次試験日 11月15日（日）****最終合格発表 12月下旬（予定）****1 試験区分・採用予定者数・主な職務内容**

試験区分	採用 予定者数	主 な 職 務 内 容
一般技能員	10名程度	じんかい 塵芥収集など清掃に関する業務のほか、車両整備や施設管理、現場作業等の業務に従事します。
給食調理員	10名程度	保育園での給食調理及び施設管理等に従事します。

2 受験資格

試験区分	受 験 資 格
一般技能員	1981年4月2日以降に生まれた人で、大型免許、中型免許、準中型免許（5トン車限定は不可）のいずれかの自動車運転免許を有するか、2027年3月31日までに取得見込みの人 ※オートマチック車限定も可
給食調理員	次の全てに該当する人 1. 1977年4月2日以降に生まれた人 2. 2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）における特定性犯罪の前科がない人（特定性犯罪事実該当者ではないこと）

- ・上記のいずれの試験区分においても、活字印刷文による出題に対応できる人が受験できます。
- ・上記のいずれか1つの試験区分のみ受験可能で、併願はできません。
- ・日本の国籍を有しない人であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。
- ・日本国籍を有せず、就職が制限されている在留資格の人は受験できません。

普通自動車運転免許についての注意事項

普通自動車運転免許は、取得日により運転できる車の種類が異なるので、必ずご確認ください。

- ・2007年6月1日以前に取得:中型(8トン限定)の運転が可能なので、受験資格を満たしています。
- ・2007年6月2日以降に取得:採用日までに準中型(5トン)以上の自動車運転免許を取得することが必要です。
なお、準中型免許を取得済みでも「準中型車(5トン)限定」の方は、2027年3月31日までに限定解除を行ってください。

3 欠格条項

前記2の受験資格を満たしている人でも、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2)船橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている人(心身耗弱を原因とするもの以外)

4 第一次試験の内容

第一次試験の内容
・基礎能力検査 45分 択一式 70題 【出題分野】 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力 ※株式会社日本経営協会総合研究所が提供する「SCOA」 ・適性検査 90分程度 択一式 業務遂行に必要な適性についての検査

※第一次試験の合格者は、基礎能力検査の点数により決定します。

※適性検査の結果は、第二次試験の面接時に参考資料として使用します。

5 第一次試験の日時・会場等

日 時	11月15日(日) 午前9時30分集合 (予定) 【終了時刻(予定)】 午後0時40分
試験会場	船橋市職員研修所 所在地:千葉県船橋市湊町2丁目6番10号 最寄駅:JR総武線「船橋駅」下車(徒歩約15分)、京成電鉄京成本線「京成船橋駅」下車(徒歩約13分)
持 ち 物	受験票、筆記用具(HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)、時計(スマートフォンやスマートウォッチ等は使用不可)

※試験日時・会場等が変更となる場合があります。後日送付する受験票で、試験会場・集合時間を指定しますので必ず御確認ください。

6 第一次試験の合格発表

11月下旬（予定）

船橋市職員採用サイト上に合格者の受験番号を掲載します。また、合格者には別途メールで通知します。

7 第二次試験の内容・日程等

試験内容・日程（予定）	概要
体力検査 12月6日（日）	職務遂行に必要な能力の有無についての検査を実施します。 【検査内容】 ・20mシャトルラン（一般技能員のみ実施） ・握力 ・上体起こし ・長座体前屈
個別面接 12月上旬～中旬	個別での面接試験を実施します。

※詳細な試験日時・試験会場等については、第一次試験の合格者に通知します。

※体力検査は、**職務遂行上最低限必要な能力の有無を判断する**ために行います。

体力検査の結果は、面接時に参考資料として使用します。

※第二次試験の合格者（最終合格者）は、第二次試験の成績に基づいて決定し、第一次試験の成績は反映されません。

合格発表 （最終合格）	12月下旬（予定） 船橋市職員採用サイト上に合格者の受験番号を掲載します。また、合格者には別途メールで通知します。
------------------------------	---

8 採用について

- ① この採用試験の合格者は、2027年4月1日に採用されます。
- ② 受験資格がないこと、採用試験を通じて提出された書類等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合、又は採用時に必要な書類の提出がない場合は、合格又は採用を取り消すことがあります。
- ③ 免許取得予定で受験した人が、2027年3月31日までに免許を取得できなかった場合は採用されません。
- ④ 合格から採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等があった際には、採用されない場合があります。

【こども性暴力防止法について】

・2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、**給食調理員は特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必須となります。**

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、対象となる業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、予め、**給食調理員については、採用選考過程において、履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします（特定性犯罪事実該当者である場合、採用されません）。**

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は次頁参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄） （定義） 第二条（略） 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。） 三 児童福祉法第六十条第一項の罪 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの イ みだりに人の身体の一部に接触する行為 ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為 ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。） ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの 附 則 （改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係） 第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。 （懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係） 第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。 ※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

9 給与

初任給の一例は、以下のとおりです。以下の金額は地域手当を含んでいます（年齢は入所年度の4月1日現在）。

試験区分	初任給の額	
一般技能員	18歳（高等学校卒・経験年数なし）	229,600 円
	25歳（高等学校卒・経験年数7年） ^⑨	262,864 円
	30歳（高等学校卒・経験年数12年） ^⑨	274,960 円
	40歳（高等学校卒・経験年数22年） ^⑨	286,720 円
給食調理員	18歳の場合	227,696 円
	25歳の場合	251,552 円
	30歳の場合	263,760 円
	40歳の場合	275,856 円

⑨高等学校卒業後、引き続いて2027年3月31日まで1週間あたり38時間45分以上の職務経験がある場合の額となります（当該職務経験に関する職務内容や雇用形態により変わる場合があります）。

※上位の学歴や学校卒業後（免許が必要な試験区分は当該免許取得後）に一定の職務経験がある場合、経験に応じて加算される場合があります。

※期末・勤勉手当（ボーナス）は、年間4.65か月。このほか、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、扶養手当等の手当が支給要件に応じて支給されます（いずれも2026年4月1日現在）。

10 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間

勤務時間は、原則として8時45分～17時15分（月曜日から金曜日）。土・日曜日が原則休日となります（勤務場所によって異なる場合があります）。

※**一般技能員**：塵芥^{じんがい}収集に従事する場合、変則勤務（8時15分～16時45分が原則）となります。また、土曜日・祝日も含め交代での勤務となります。休日については、9週間ごとの期間につき18日の休日としております（2026年4月1日現在）。

※**給食調理員**：保育園においては、土曜日勤務は原則としてシフト制により6週間に2回あり、おおむね9時から13時までの勤務となります（土曜日2回の勤務をもって、月曜日から金曜日のうち1日が代わりに休日となります）（2026年4月1日現在）。

(2) 休暇

年次有給休暇は、1年度に20日付与され、1時間単位で取ることができます。その他、7日間の夏季休暇、結婚・出産のための休暇のほか、子の3歳の誕生日の前日まで育児休業を取ることができます。介護休暇、出生サポート休暇（不妊治療を受けるための休暇）なども導入されています。

11 試験結果の情報提供について

不合格者は、この採用試験の得点や順位等の試験結果について、市が指定する期間に限り、受験申込時に発行される受験者マイページから確認いただくことができます。指定する期間などの詳細については、各試験区分の最終合格発表後、不合格者に案内いたします。

なお、このほかの方法により試験結果の情報提供を行うことはできません。

受験申込み手続き（インターネット）

【事前準備（申込みには以下のものが必要となります）】

○パソコン又はスマートフォン

※推奨環境[パソコン]

・ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

※原則、各ブラウザの最新バージョン

※推奨環境[スマートフォン]

・ブラウザ：Safari、Google Chrome ※原則、各ブラウザの最新バージョン

○本人のメールアドレス

※試験に関する通知が届かない場合がありますので、携帯電話会社が提供するキャリアメールは使用しないでください。

【メールの受信設定について】

職員採用試験ポータルサイト(funabashi-saiyou@snar.jp)から、登録されたメールアドレス宛に試験に関する通知が送付されます。

また、人材育成室(saiyo@city.funabashi.lg.jp)から送付することもありますので、メールフィルタリング設定をしている方は上記2つのアドレスからメールを受信できるよう必ず設定しておいてください。

※受信したメールが迷惑メールボックスに入っている場合や、受信ボックスの容量がいっぱいのため受信できない場合がありますので、御注意ください。

○PDF ファイルを読むためのソフト又はアプリ

○顔写真（縦横の比率が4：3のもの）のデータ（カラー、白黒いずれも可）

※申込み前3か月以内に写したものの、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの

【受付期間】

10月15日（木）9：00 ～ 11月4日（水）17：00（受信有効）

【申込方法】

「職員採用試験ポータルサイト」で該当の試験の受験申込み（申込み内容の入力）を行う

※船橋市職員採用サイト（<https://saiyo.city.funabashi.lg.jp>）にある「受験案内・受験申込み」ページから「職員採用試験ポータルサイト」にアクセスできます。

【注意等】

- ・システム障害対応のために申込受付期間中にシステムを停止する場合や、使用しているパソコンや通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。
- ・受付期間を過ぎると入力途中でも申込みができなくなります。時間に余裕を持って申込みください。
- ・**11月10日（火）**に受験票発行通知メールを送付します。**11月10日（火）午後4時**までに届かない場合は、総務部人事課人材育成室へお問い合わせください。
- ・受験資格がないこと又は採用試験を通じて提出された書類等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格又は採用を取り消すことがあります。
- ・受験申込者から取得する個人情報とは、船橋市職員を採用する目的以外で使用することは一切ありません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事管理上の基礎資料として利用いたします。

【お問合せ先】

職員採用に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

船橋市 総務部 人事課 人材育成室

〒273-0011 千葉県船橋市湊町2丁目6番10号 船橋市職員研修所5階

電話：047-435-8642 メール：saiyo@city.funabashi.lg.jp

【職員採用試験の最新情報】

職員採用試験の最新情報等は、船橋市職員採用サイトの「新着情報」等から御確認いただけます。

職員採用試験情報ページ URL

<https://saiyo.city.funabashi.lg.jp>

